

社会福祉法人たちばな会 役員等報酬規程

平成28年11月21日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たちばな会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬について定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 報酬については、下表に定める額。

(2) 役員等が職務のため出張したときは、職員旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊費及び日当）を支給する。

	業 務 内 容	報 酬 額
評 議 員	評議員会への出席 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 3,500円 (源泉所得税差引後金額)
理 事	理事会等会議への出席 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 3,500円 (源泉所得税差引後金額)
監 事	監事監査への出席 評議員会等、理事会への出席 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 3,500円 (源泉所得税差引後金額)

(※同日開催の複数の会議へ出席の場合も日額3,500円とする。)

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼務する役員等には、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成28年11月21日より施行する。
この規程は、令和3年6月23日より施行する。